

保護者の皆様へ

武蔵村山市立第三中学校長

児童・生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条により医師が感染の恐れがないと認めるまで、出席停止をさせることができるようになっております。このため、登校するときは、右の証明書を学校に提出してください。保護者のみの受診で証明書を発行していただくことはできません。

学校感染症名		登校停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）を 受診結果後保護者が記入(暫定措置) を経過するまで	発症後 5 日（発熱の翌日を 1 日目として）を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※ 受診または検査キットで陽性結果後保護者が記入(暫定措置)	発症後 5 日（発熱の翌日を 1 日目として）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（ばしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医・その他の医師において登校に支障なしと認められるまで。
	その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、A 型肝炎、B 型肝炎、C 型肝炎）	

※令和 7 年度の暫定措置あり

切り取って提出してください

登校・登園許可証明書

学校名 武蔵村山市立第三中学校

年 組 番 氏 名

※この枠内は保護者の方がご記入ください

《病名》 下記のうち該当するものを丸で囲んでください

第一種感染症 （病名）

第二種感染症

・インフルエンザ

=別紙記

・新型コロナウイルス感染症

=別紙記

・百日咳

・麻疹

・流行性耳下腺炎

・風しん

・水痘

・咽頭結膜熱

・結核

・髄膜炎菌性髄膜炎

第三種感染症 （病名）

本日の診察の結果、上記疾病は、（ 治癒 ・ 軽快 ）しましたので、
年 月 日 から登校・登園を許可します。

年 月 日

医療機関住所

医療機関名

医師氏名 印